

# 社会福祉法人富津福祉会 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人富津福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金等は支給しない。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費交通規程に基づき旅費（交通費、食卓料、宿泊料）を支給する。

## (当法人職員給与と併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## (報酬の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。  
2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承諾を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月22日から適用する。

令和4年6月20日から改正し、施行する。

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,500円

ただし、評議員一人年額支給合計22,000円以内とする。

(2) 理事

理事会への出席	日額 5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,500円

ただし、理事一人年額支給合計27,500円以内とする。

(3) 監事

監事監査等への出席	日額 5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,500円

ただし、監事一人年額支給合計50,000円以内とする。

(4) 評議員選任・解任委員

上項に準ずることとする。

(旅費交通費規程)

第1条 上記の役員が会議に出席する場合、役員報酬規程とは別に交通費を支給することができる。

- ①交通費 自宅から法人事務所まで往復の距離に1kmあたり25円を掛けた金額を支払う。高速料金を含め、5000円を限度に支払う。ただし、片道10km以内は対象としない。
- ②宿泊を伴う場合 宿泊料・食卓料・電車賃等実費の支払いをする。日当は支払わない。会議・研修会参加の場合、車で参加する必要がある場合、法人が用意する。